

組合ニュース

発行：2014年6月12日

大分大学教職員組合

TEL・FAX：097-554-7998

E-Mail:oitauu@fat.coara.or.jp

組合室復帰が実現します

不当労働行為の訴えが終結へ

■ これまでの経緯

これまでご報告してきたとおり、組合は2013年1月に、大分大学を相手取って、大分県労働委員会に不当労働行為救済申立の訴えを起しました。

これは、大学が、現在の仮組合室（事務局棟隣のプレハブ）から新組合室（保健管理センター隣の男女共同参画推進本部棟）へ復帰させるとした約束を反故にし、復帰とは無関係な条件をいくつも後から持ち出して復帰を拒否していることについて、組合が不当労働行為として訴え、当初の約束どおり、組合室の復帰を求めていたものです。

■ 組合室復帰が実現

その後、組合・大学双方からの証人に対する審問等を経て、昨日、大分県労働委員会において、大学は組合室への復帰を認めました。

これまで組合が求めてきた組合室復帰が、ようやく実現することとなりました。

組合は、大分県労働委員会の提案を受け、組合室復帰を認めた大学と和解することとし、裏面の協定書を締結いたしました。

■ 今後は安定的な労使関係を

振り返ると、岩切前理事の在任中に、大学が組合室復帰に関して新たな条件を持ち出してきたのが2010年6月でした。今日まで実に4年間にわたって、組合は大学に対して、団体交渉や不当労働行為救済申立の場で、約束どおり組合室を復帰させるよう求め続けてきました。

そのなかで、今年4月になって新たな理事が就任し、その2ヶ月後に大学は組合室復帰を認め、不当労働行為の訴えは終結することとなりました。

裏面の協定書にあるとおり、今後、組合と大学が安定的な労使関係を築くことができるように、組合も誠意をもって努力します。

■ これまでのご支援に感謝いたします

以上、組合員や賛助会員のみなさま、学外からご支援くださった多くのみなさまにご報告させていただくとともに、これまでのご協力・ご支援に厚く御礼申し上げます。

大学と協定書を締結しました

協 定 書

大分県労働委員会平成25年(不)第1号不当労働行為救済申立事件において大分大学教職員組合(以下、「組合」という。)と国立大学法人大分大学(以下、「大学」という。)は、今次事件(平成25年(不)第1号)について、大分県労働委員会立会いのもとに和解することとし、下記のとおり協定する。

記

- 1 大学は、組合に新組合室(大分市大字且野原700番地男女共同参画推進本部棟の一室)の使用を認める。
- 2 大学と組合は、労使対等の精神を尊重しつつ相互の信頼関係の醸成を図るとともに、労使関係の安定に向け誠意をもって努力する。
- 3 組合は、本件不当労働行為救済申立てを取り下げる。

平成26年6月11日

申立人 大分大学教職員組合

執行委員長	垣田 裕介
上記代理人 弁護士	根岸 秀樹
上記代理人 弁護士	楠本 敏行
上記代理人 弁護士	玉木 正明
上記代理人 弁護士	今朝丸 貴
上記代理人 弁護士	古田 奈々

被申立人 国立大学法人大分大学

学長	北野 正剛
上記代理人 弁護士	河野 浩

立会人 大分県労働委員会

審査委員長	麻生 昭一
審査委員	須賀 陽二
参与委員	村田 正利
参与委員	首藤 浩二
参与委員	大塚 伸宏
参与委員	杉原 正晴